

国家戦略特区 今後の進め方について

平成27年6月29日

秋池 玲子

坂根 正弘

坂村 健

竹中 平蔵

八田 達夫

1、審議中の改正特区法案の早期成立・施行

- ・ 現在参議院において審議中の改正特区法案には、昨年秋から半年以上、民間事業者等が関連事業を準備している「公設民営学校」「家事支援人材の受入れ」「地域限定保育士」などの追加の規制改革事項が数多く盛り込まれており、これ以上の遅れは、特区法に対する多くの関係者の大きな期待を裏切ることにもなりかねない。民間投資を加速化する観点からも、本法案の早期成立・施行が強く望まれる。

2、地方創生特区の早期指定、具体的事業の開始など

- ・ 前回3月19日の諮問会議において「地方創生特区」として選定された3区域（「仙北市」「仙台市」「愛知県」）についても、東京都の全域指定と併せて、速やかに政令による指定、区域会議の立ち上げを行い、具体的事業を目に見える形で早期に開始すべき。
- ・ 併せて、4月から6月にかけて行った全国の自治体等からの提案募集も参考に、総理より「年内できるだけ速やかに」と指示を受けた「地方創生特区の第二弾の実現」に向けた作業にも、本諮問会議として直ちに取り掛かるべき。

3、更なる規制改革事項の検討

- ・ 「テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例」など、今回の改訂成長戦略に盛り込む規制改革事項については、次期国会も含め、速やかに法的措置等を講じていくべき。

- ・ また、これまでの積み残しや、前述の全国からの提案募集の中からも、更なる規制改革事項を抽出した上で、特区ワーキンググループ等において精力的な検討を行い、残された一年弱の集中取組期間内での岩盤規制改革を加速的に断行していくべき。
- ・ 特に、今回、十分な成果が出せなかった農林水産分野の規制改革は、地方創生推進の観点からも、重点的に取り組む必要がある。

4、既存6特区に対する評価

- ・ 第一次指定の6区域(東京圏、関西圏、新潟市、養父市、福岡市、沖縄県)については、この一年間で、6区域合計で17回の区域会議が開催され、68もの事業が認定されつつあるが、先日行ったシンポジウムなども参考に、指定決定から一年を経過した今こそ、本諮問会議として、これら6区域の改革の成果を評価するための具体的作業に、直ちにに取り組むべき。

5、特区のプロモーション強化(真のビジネス拠点とするために)

- ・ 特区を、真の意味で、民間の主導するビジネス拠点とするために、各特区に「特区の顔」ともなる民間の「プロモーター」を置きPRを抜本的に強化するとともに、ビジネスの誘致・マッチングに関するコンサルティングを行うチームを区域ごとに整備するための、特区ファンド(注)との連携や必要な予算措置等の検討を行うべき。

(注)養父市で金融機関等が連携して特区ファンドを組成した例がある。